二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりＬの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。
三　投光器によりＬの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。
3　（略）

（農林水産省組織規則の一部改正）

第十八条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（海外病検査課の所掌事務） **第百十九条の二**　海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫（家畜伝染病及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十三条第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。）に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。 （漁業調整事務所の所掌事務） **第五百四十八条**　（略） 2　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。 一～五　（略） 六　九州漁業調整事務所　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務 （沿岸課の所掌事務） **第五百七十八条**　沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること。 三～五　（略）	（海外病検査課の所掌事務） **第百十九条の二**　海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫（家畜伝染病及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十三条の二第一項に規定する輸入防疫対象疾病のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。）に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。 （漁業調整事務所の所掌事務） **第五百四十八条**　（略） 2　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。 一～五　（略） 六　九州漁業調整事務所　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務 （沿岸課の所掌事務） **第五百七十八条**　沿岸課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　漁業法第百三十六条の規定による漁業の免許に関すること。 三～五　（略）

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第十九条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。 一・二　（略）	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。 一・二　（略）